

三次市会計年度任用職員（日々雇用）受験案内

職 種 ・ 職 の 概 要	診療所事務員	
	三次市が設置する国民健康保険診療所において、受付や会計等の診療所事務を担う人材を確保する目的で設置する職です。診療所の運営及び安全管理、診療所の事務や来客対応のほか、医師が往診する際の運転業務を行うこともあります。地域医療に熱意のある人材を募集します。	
募 集 人 数	パートタイム（日々雇用）：3人（君田診療所：1名 甲奴診療所：2名）	
申込受付期間	令和7年2月 5日（水）午前8時30分から 令和7年2月14日（金）午後5時15分まで	
業 務 内 容	診療所における受付や会計事務等の診療所事務全般	
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 - 過去に1年以上診療所運営事務等の実務経験があり、業務を熟知している人 - 令和7年4月1日に日々雇用登録可能である人 - 診療所から勤務の依頼がある場合に、パートタイム（1日あたり7時間45分まで、かつ、1週間あたり15時間30分まで）の勤務が可能である人 ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 - 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人	
受 験 手 続	- 提出書類 - 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 - 提出方法・期限 - 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 - 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込（診療所事務員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。	
試 験	日 時	別途お知らせします。
	場 所	三次市役所健康推進課
	方 法	面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約10分）
審 査 ・ 合 格 ～ 登 録	審 査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話での合否の問い合わせにはお答えできません。

	名 簿 登 載 (職種別)	試験合格者は日々雇用登録者名簿に登録されます。日々雇用登録者名簿登録期間は令和 8 年 3 月 3 1 日までです。 ※受験資格を満たさない場合は日々雇用登録資格を失います。
任 用		繁忙期や業務量等を考慮し、常勤職員（又は当該職の職員）が休暇や出張等により不在となり、代替職員が必要となった場合や、緊急的な業務が発生した場合等において、名簿登録者の中から、適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ、適当な方を選定して任用します。 任用の際は、診療所から電話等の連絡手段により、勤務を依頼します。
個 人 情 報 の 取 扱 い		履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。
主な勤務条件	登 録 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	三次市国民健康保険君田診療所・甲奴診療所
	勤 務 時 間	1 日につき 7 時間 4 5 分まで、かつ 1 週間あたり 1 5 時間 3 0 分までの間で、診療所から勤務を依頼した期間 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休 日	なし
	休 暇 制 度	なし
	給 料 ・ 報 酬	(行政職給料表 1 - 1 1 号給) 日額 9, 2 1 4 円 (時間給 1, 1 8 9 円)
	手 当 制 度	通勤手当 (費用弁償) ほか
	福 利 厚 生	災害補償等
	服 務	地方公務員法第 3 0 条から第 3 7 条の規定が適用されます。
	分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法第 2 8 条 (分限) 及び第 2 9 条 (懲戒) の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先		〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 三次市福祉保健部健康推進課健康企画係 (市役所東館 2 階) TEL 0824-62-6232 FAX 0824-62-6382 受付時間：月～金曜日の 8 : 30～17 : 15 (祝日を除く)

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。